

# 文教委員会資料

令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第125号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定  
について

資料 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料2 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた  
検討状況について

令和5年8月30日

教育委員会事務局

## 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

民間事業者のノウハウやマンパワー等を有効に活用しながら、市民館の事業・サービスの質を向上させつつ、これまで本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性に配慮した上で、新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入する。

### 2 指定管理者制度導入の経緯

令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の実現に向け、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、令和4年8月に策定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、市民館に指定管理者制度の導入を進めることとした。

### 3 改正の主な内容

#### (1) 指定管理者制度の導入

指定管理者に市民館の管理を行わせるための指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、施設の利用許可等の業務の範囲を定めるもの

#### (2) 規則事項の移行

指定管理者制度の導入に伴い、川崎市市民館使用規則で定めていた利用時間及び休館日を条例に定めるもの

#### (3) 利用料金制の導入

利用料金の額は、条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めること、また、指定管理者の管理する施設等の利用料金は、指定管理者の収入とすることを定めるもの

### 4 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者に係る改正規定の一部及び委任に係る改正規定については、公布の日